

総合特別区域基本方針の一部変更について

〔令和 6 年 3 月 29 日〕
閣 議 決 定 案

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第 7 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、総合特別区域基本方針（平成23年 8 月 15 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第五の 2 ①中「令和 6 年 3 月 31 日まで」を「令和 8 年 3 月 31 日まで」に改める。

別表 1 中「法務 A 001」、「法務 A 002」及び「法務 A 003」を別紙 1 のように改める。

別表 2 中「国交 B 006」を別紙 2 のように改める。

附 則

この基本方針の変更は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

番号	法務 A 001
特定地域活性化事業 の名称	外国企業進出促進支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき 法令等の名称及び条 項	入国・在留審査要領
特例措置を講ずべき 法令等の現行規定	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は 1 か月から 3 か月となっている。 在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「規則」という。）別表第 3 に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。
特例措置の内容	国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。 また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から出入国在留管理庁に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。
同意の要件	1 特例措置の対象となる申請人の在留資格は以下に限られること。 「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」 （※）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131 号）第 36 号及び第 37 号に規定する活動に限る。 2 指定地方公共団体は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた企業認定のための要綱を作成すること。 3 指定地方公共団体による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみが対象となること。 4 企業認定申請において提出された資料を出入国在留管理庁

	に回付するための法的な根拠が整理されていること。 5 指定地方公共団体は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を出入国在留管理庁に報告すること。 (1) 認定企業作成の実施状況報告 (2) 外国人従業員等の稼働状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等） (3) 外国人従業員等との契約内容変更等報告 (4) 外国人従業員等の入管法違反等報告 6 指定地方公共団体が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を出入国在留管理庁に報告すること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務 A 002
特定地域活性化事業の名称	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成 15 年 9 月 10 日法務省管在第 5329 号）第 12 編第 2 章第 16 節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が国際戦略総合特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後には、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して総合特別区域法第 19 条第 1 項の規定に基づき設置された国際戦略総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）の民間事業者が提供する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に

	係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。
同意の要件	地域協議会の民間事業者が保有する施設を外国企業に提供する場合には、次に掲げる①から⑧の要件を満たさなければならない。 ① 総合特区において、投資活動を行う外国企業（指定地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が総合特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が相当程度集積するものと見込まれること。 ② 当該総合特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 ③ 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ④ 地域協議会の民間事業者が提供する施設について、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を指定地方公共団体に提出させること。 ⑤ 外国人が本邦に入国した後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに指定地方公共団体を通じて契約書の写しを地方出入国在留管理局へ提出すること。また、予定していた施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、指定地方公共団体において代替となる施設をあっせんするなど、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ⑥ 外国人が本邦に入国した後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、指定地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方出入国在留管理局に報告を行うこと。 ⑦ 当該期間内に事業を開始しない場合は、指定地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方出入国在留管理局の措置等により当該

	外国人が帰国することとなった場合においては、当該外国人が帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国のための協力を行うこと。 ⑧ 指定地方公共団体は、事業開始に係る準備行為の進捗状況について、施設を保有する地域協議会の民間事業者から定期的に報告を受け、地方出入国在留管理局からの照会に対応できるようにすること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務 A 003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成 26 年法務省令第 37 号） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成 26 年法務省告示第 578 号） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成 24 年法務省告示第 127 号）第三の五、別表第 2 及び別表第 3
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。
特例措置の内容	以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とすること。 I 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第 26 条の税制措置の適用対象となる研究開発等に係る事業を行う企業（以下「指定企業」という。） II 指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必

	要な経費に関する補助金を交付する企業（以下「補助金交付企業」という。）
同意の要件	指定企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、認定地方公共団体が、特区法第 26 条の規定に基づき税制措置の適用対象となる企業を指定するための要綱を策定するとともに、指定企業に対して指定書を交付すること。 補助金交付企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、指定地方公共団体が、特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付するための要綱を策定し、当該補助金が、国際戦略総合特別区域計画に定められた、特区法第 9 条第 2 項第 1 号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業を実施するために必要な経費として交付されることが確認されること。指定地方公共団体が補助金交付企業に対して通知書を交付すること。
特例措置に伴い必要となる手続	指定企業又は補助金交付企業に就労する外国人が、本特例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書又は通知書を添付する必要があること。

別紙 2

番号	国交 B 006
特定地域活性化事業の名称	交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年自旅第 138 号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法第 80 条第 1 項の許可について、他車種でのレンタカー事業で 2 年以上の経営実績を有し、かつ、過去 2 年間に於いて車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。
特例措置の内容	道路運送法第 79 条の登録を受けて交通空白地有償運送を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。
同意の要件	総合特区内において本特例措置の適用を受ける場合は次の要件を満たしていること。 ① 交通空白地有償運送に係る地域公共交通会議等を主宰する地方公共団体により、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や交通空白地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置が講じられていること。 ② 当該交通空白地有償運送に係る地域公共交通会議等において、交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車（レンタカー）事業に兼用されることについて協議が整っていること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

総合特別区域基本方針 改正案

下線：変更箇所

改 正 案	現 行
総合特別区域基本方針 平成23年8月15日閣議決定 (略) 令和4年4月1日一部変更 令和6年4月1日一部変更 (略) 第一～第四 (略) 第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し 政府が講ずべき措置についての計画 1 (略) 2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置 ① 特例措置の内容 国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、法の施行の日から令和8年3月31日までの期間内に、認定	総合特別区域基本方針 平成23年8月15日閣議決定 (略) 令和4年4月1日一部変更 (略) 第一～第四 (略) 第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し 政府が講ずべき措置についての計画 1 (略) 2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置 ① 特例措置の内容 国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、法の施行の日から令和6年3月31日までの期間内に、認定

国際戦略総合特別区域計画に定められた法第2条第2項第2号の特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）の取得等をしてその事業の用に供した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の11及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、特別償却又は税額控除(法人住民税及び事業税については特別償却)を認める特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。

（略）

②～④ （略）

3～5 （略）

第六 （略）

別表1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）

番号	国交A001 ～ 国交A003 （略）
----	---------------------

番号	法務A001
特定地域活性化事業の名称	外国企業進出促進支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領

国際戦略総合特別区域計画に定められた法第2条第2項第2号の特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）の取得等をしてその事業の用に供した場合には、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の11及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき、特別償却又は税額控除(法人住民税及び事業税については特別償却)を認める特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。

（略）

②～④ （略）

3～5 （略）

第六 （略）

別表1（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）

番号	国交A001 ～ 国交A003 （略）
----	---------------------

番号	法務A001
特定地域活性化事業の名称	外国企業進出促進支援事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領

特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は 1 か月から 3 か月となっている。 在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「規則」という。）別表第 3 に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間は 1 か月から 3 か月となっている。 在留資格認定証明書交付申請においては、申請書、写真のほか、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号。以下「規則」という。）別表第 3 に掲げる資料及びその他参考となるべき資料を提出しなければならない（規則第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項）。
特例措置の内容	国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。 また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から<u>出入国在留管理庁</u>に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。	特例措置の内容	国際戦略総合特区において、指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査を迅速化する。 また、企業認定申請に際して指定地方公共団体が企業から受理した提出資料のうち、当該企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請においても必要となる資料については、当該資料が指定地方公共団体から<u>法務省入国管理局</u>に回付された場合には同申請において重ねて提出を求めない。
同意の要件	1 特例措置の対象となる申請人の在留資格は以下に限られること。 「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」 （※）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131	同意の要件	1 特例措置の対象となる申請人の在留資格は以下に限られること。 「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「特定活動（※）」 （※）出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年法務省告示第 131

	号) 第 36 号及び第 37 号に規定する活動に限る。 2 指定地方公共団体は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた企業認定のための要綱を作成すること。 3 指定地方公共団体による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみが対象となること。 4 企業認定申請において提出された資料を<u>出入国在留管理庁</u>に回付するための法的な根拠が整理されていること。 5 指定地方公共団体は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を<u>出入国在留管理庁</u>に報告すること。 （1）認定企業作成の実施状況報告 （2）外国人従業員等の稼働状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等） （3）外国人従業員等との契約内容変更等報告 （4）外国人従業員等の入管法違反等報告 6 指定地方公共団体が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を<u>出入国在留管理庁</u>に報告すること。		号) 第 36 号及び第 37 号に規定する活動に限る。 2 指定地方公共団体は、対象企業、申請手続、報告事項等を定めた企業認定のための要綱を作成すること。 3 指定地方公共団体による企業認定の通知書（写し）を添付の上で申請された認定企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請のみが対象となること。 4 企業認定申請において提出された資料を<u>法務省入国管理局</u>に回付するための法的な根拠が整理されていること。 5 指定地方公共団体は、認定企業から次の報告を受けることとし、入管法上の問題があると認めた場合には、その内容を<u>法務省入国管理局</u>に報告すること。 （1）認定企業作成の実施状況報告 （2）外国人従業員等の稼働状況等報告（勤務場所・出勤状況を含めた契約履行状況等） （3）外国人従業員等との契約内容変更等報告 （4）外国人従業員等の入管法違反等報告 6 指定地方公共団体が企業の認定を取り消した場合には、対象企業へ通知した認定取消し通知書とともに、当該取消事実を<u>法務省入国管理局</u>に報告すること。	
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。	特例措置に伴い必要となる手続	特になし。	

番号	厚労 A002・国交 A004 （略）
番号	法務 A002
特定地域活性化事業の名称	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成 15 年 9 月 10 日法務省管在第 5329 号）第 12 編第 2 章第 16 節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、 <u>本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに</u> 出店等をする場合において、 <u>当該事業所として使用する施設が、</u> 地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、 <u>当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に</u> 行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が国際戦略総合特別区域計画を申請し、 <u>その認定を受けたときは、当該認定の日以後には、</u> 本邦に上陸しようとする外国人から、 <u>当該外国人が稼働する外国企業に対して総合特別区域法第 19 条第 1 項の規定に基づき設置された国際戦略総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）の民間事業者が提供する施設を事業所として使用し、</u> 外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、 <u>在留資格認定証明書の交付の申</u>

番号	厚労 A002・国交 A004 （略）
番号	法務 A002
特定地域活性化事業の名称	国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成 15 年 9 月 10 日法務省管在第 5329 号）第 12 編第 2 章第 16 節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、 <u>本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに</u> 出店等をする場合において、 <u>当該事業所として使用する施設が、</u> 地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、 <u>当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に</u> 行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が国際戦略総合特別区域計画を申請し、 <u>その認定を受けたときは、当該認定の日以後には、</u> 本邦に上陸しようとする外国人から、 <u>当該外国人が稼働する外国企業に対して総合特別区域法第 19 条第 1 項の規定に基づき設置された国際戦略総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）の民間事業者が提供する施設を事業所として使用し、</u> 外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、 <u>在留資格認定証明書の交付の申</u>

	請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。		請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。
同意の要件	地域協議会の民間事業者が保有する施設を外国企業に提供する場合には、次に掲げる①から⑧の要件を満たさなければならない。 ① 総合特区において、投資活動を行う外国企業（指定地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が総合特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が相当程度集積するものと見込まれること。 ② 当該総合特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 ③ 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ④ 地域協議会の民間事業者が提供する施設について、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を指定地方公共団体に提出させること。 ⑤ 外国人が本邦に入国した後、当該賃貸借契約を行っ	同意の要件	地域協議会の民間事業者が保有する施設を外国企業に提供する場合には、次に掲げる①から⑧の要件を満たさなければならない。 ① 総合特区において、投資活動を行う外国企業（指定地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が総合特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が相当程度集積するものと見込まれること。 ② 当該総合特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 ③ 賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ④ 地域協議会の民間事業者が提供する施設について、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を指定地方公共団体に提出させること。 ⑤ 外国人が本邦に入国した後、当該賃貸借契約を行っ

	た場合には、当該外国企業は、速やかに指定地方公共団体を通じて契約書の写しを<u>地方出入国在留管理局</u>へ提出すること。また、予定していた施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、指定地方公共団体において代替となる施設をあっせんするなど、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ⑥ 外国人が本邦に入国した後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、指定地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に<u>地方出入国在留管理局</u>に報告を行うこと。 ⑦ 当該期間内に事業を開始しない場合は、指定地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに<u>地方出入国在留管理局</u>に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該<u>地方出入国在留管理局</u>の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、当該外国人が帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国のための協力を行うこと。 ⑧ 指定地方公共団体は、事業開始に係る準備行為の進捗状況について、施設を保有する地域協議会の民間事業者から定期的に報告を受け、<u>地方出入国在留管理局</u>からの照会に対応できるようにすること。		た場合には、当該外国企業は、速やかに指定地方公共団体を通じて契約書の写しを<u>地方入国管理局</u>へ提出すること。また、予定していた施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、指定地方公共団体において代替となる施設をあっせんするなど、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ⑥ 外国人が本邦に入国した後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、指定地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に<u>地方入国管理局</u>に報告を行うこと。 ⑦ 当該期間内に事業を開始しない場合は、指定地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに<u>地方入国管理局</u>に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該<u>地方入国管理局</u>の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、当該外国人が帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国のための協力を行うこと。 ⑧ 指定地方公共団体は、事業開始に係る準備行為の進捗状況について、施設を保有する地域協議会の民間事業者から定期的に報告を受け、<u>地方入国管理局</u>からの照会に対応できるようにすること。
特例措置に伴い必要となる手続	<u>特になし。</u>	特例措置に伴い必要となる手続	<u>特になし</u>

番号	法務A003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成24年法務省告示第127号）第三の五、別表第2及び別表第3
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。
特例措置の内容	以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイン

番号	法務A003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	省令、告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（平成26年法務省令第37号） 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件（平成26年法務省告示第578号） 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成24年法務省告示第127号）第三の五、別表第2及び別表第3
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算する。
特例措置の内容	以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイン

	ト制におけるポイントの特別加算の対象とすること。 I 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、<u>特区法第 26 条の税制措置の適用対象となる研究開発等に係る事業を行う企業</u>（以下「指定企業」という。） II 指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業（以下「補助金交付企業」という。）		ト制におけるポイントの特別加算の対象とすること。 I 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号。以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、<u>特区法第 26 条又は第 27 条の税制優遇の適用対象となる統括事業、研究開発等に係る事業を行う企業</u>（以下「指定企業」という。） II 指定地方公共団体が特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付する企業（以下「補助金交付企業」という。）	
同意の要件	指定企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、認定地方公共団体が、<u>特区法第 26 条の規定に基づき税制措置の適用対象となる企業</u>を指定するための要綱を策定するとともに、指定企業に対して指定書を交付すること。 補助金交付企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、指定地方公共団体が、特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付するための要綱を策定し、当該補助金が、国際戦略総合特別区域計画に定められた、特区法第 9 条第 2 項第 1 号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業を実施するために必要な経費として交付されることが確認されること。指定地方公共団体が補助金交付企業に対して通知書を交付すること。	同意の要件	指定企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、認定地方公共団体が、<u>特区法第 26 条又は第 27 条の規定に基づき税制優遇の適用対象となる企業</u>を指定するための要綱を策定するとともに、指定企業に対して指定書を交付すること。 補助金交付企業に就労する外国人について本特例措置を実施するに当たっては、指定地方公共団体が、特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金を交付するための要綱を策定し、当該補助金が、国際戦略総合特別区域計画に定められた、特区法第 9 条第 2 項第 1 号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業を実施するために必要な経費として交付されることが確認されること。指定地方公共団体が補助金交付企業に対して通知書を交付すること。	
特例措置に伴い必要と	指定企業又は補助金交付企業に就労する外国人が、本特	特例措置に伴い必要と	指定企業又は補助金交付企業に就労する外国人が、本特	

なる手続	例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書又は通知書を添付する必要があること。
------	--

別表 2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）

番号	国交 B001 ～ 国交 B005 （略）
----	-----------------------

番号	国交 B006
特定地域活性化事業の名称	<u>交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業</u>
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年自旅第 138 号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法第 80 条第 1 項の許可について、他車種でのレンタカー事業で 2 年以上の経営実績を有し、かつ、過去 2 年間に於いて車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。
特例措置の内容	道路運送法第 79 条の登録を受けて <u>交通空白地有償運送</u> を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第 80 条第 1 項の許

なる手続	例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書又は通知書を添付する必要があること。
------	--

別表 2（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）

番号	国交 B001 ～ 国交 B005 （略）
----	-----------------------

番号	国交 B006
特定地域活性化事業の名称	<u>公共交通空白地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業</u>
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成 7 年自旅第 138 号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	自家用マイクロバスの貸渡しに係る道路運送法第 80 条第 1 項の許可について、他車種でのレンタカー事業で 2 年以上の経営実績を有し、かつ、過去 2 年間に於いて車両停止以上の行政処分を受けていないことを要件としている。
特例措置の内容	道路運送法第 79 条の登録を受けて <u>公共交通空白地有償運送</u> を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、他車種でのレンタカー事業の経営実績を有していなくても道路運送法第 80 条第 1 項

	可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。
同意の要件	総合特区内において本特例措置の適用を受ける場合は次の要件を満たしていること。 ① <u>交通空白地有償運送</u>に係る<u>地域公共交通会議等</u>を主宰する地方公共団体により、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や<u>交通空白地有償運送</u>を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置が講じられていること。 ② 当該<u>交通空白地有償運送</u>に係る<u>地域公共交通会議等</u>において、<u>交通空白地有償運送</u>の用に供する自家用自動車がレンタカー事業に兼用されることについて<u>協議が整っていること</u>。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務B001・厚労B007（略）
----	------------------

別表3 全国において実施することとされた規制改革
(略)

	の許可を受けて貸渡しを行えるよう要件の緩和をするもの。
同意の要件	総合特区内において本特例措置の適用を受ける場合は次の要件を満たしていること。 ① <u>公共交通空白地有償運送</u>に係る<u>運営協議会</u>を主宰する地方公共団体により、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や<u>公共交通空白地有償運送</u>を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置が講じられていること。 ② 当該<u>公共交通空白地有償運送</u>に係る<u>運営協議会</u>において、<u>公共交通空白地有償運送</u>の用に供する自家用自動車 that レンタカー事業に兼用されることについて<u>合意されていること</u>。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

番号	法務B001・厚労B007（略）
----	------------------

別表3 全国において実施することとされた規制改革
(略)